

建設経済常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和6年12月11日(水) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員	長	海東一弘
副委員	長	染谷和博
委員		石井めぐみ
	〃	細谷典男
	〃	佐藤隆治
	〃	入江洋一
	〃	赤羽直一
	〃	加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員

まちづくり振興部長	野口昇
建設部長	渡来真一
都市整備部長	浅野和生
建設部次長	森川和典
都市整備部次長	稲葉克彦
農政課長	染谷久
環境対策課長	木村太一
管理課長	山田哲也
排水対策課長	飯塚稔
水とみどりの課長	蛭原一雄
都市計画課長	大久保益雄
建築指導課長	田中健士
中心市街地整備課長	中村有幸
道路建設課副参事	星加英利

水とみどりの課副参事	仁 杉 繁 隆
都市政策推進室長	中 村 大 地
区画整理課副参事	中 野 潤 一
農政課長補佐	岡 田 直 樹
環境対策課長補佐	岡 田 崇
環境対策課長補佐	松 村 裕 之
管理課長補佐	今 井 正 人
管理課長補佐	鈴 木 克 哉
管理課長補佐	由 良 範 彦
排水対策課長補佐	佐 藤 弘 尚
都市計画課長補佐	高 橋 恭 平
都市計画課長補佐	石 井 豪
建築指導課長補佐	中 島 知 子
建築指導課長補佐	押 山 晶 子
中心市街地整備課長補佐	木 野 本 尚 希
区画整理課長補佐	荒 井 英 貴
○職務のため 出席した者	議 会 事 務 局 長 前 野 拓
	議 会 事 務 局 主 事 岩 井 彰 吾

- 付託事件
- 議案第68号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について
 - 議案第71号 市道路線の認定について
 - 議案第72号 市道路線の変更について
 - 議案第75号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）

○審査の経過

午前10時00分開議

○海東委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行

います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブックに登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告すること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第68号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第68号について、説明を省略することに賛成の委員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○海東委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議案第68号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第71号及び議案第72号を一括議題といたします。本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第71号及び議案第72号について、説明を省略することに賛成の委員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

細谷委員。

○細谷委員 議案第71号について質疑をいたします。市道の認定でございますけれども、この路線について移管する、その経緯についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。細谷委員の質疑に答弁させていただきます。今回、認定路線としましては、以前に市指定道路や開発行為許可を受け、今回、私どものほうの受入れ基準のほうに合致した2路線と、開発行為によって新しく造られた3路線のほうの認定となります。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この地域は、今開発が急速に進んできたところでございますけれども、この地域において私道路があったというようなことから要望が出てきたと思っておりますけれども、その移管に当たって少しこの時間が遅れた——令和5年からということなんですけれども、それ以前からもこのお話はありまして取り組んではいたんですが、今日までになりました。いろいろな条件があったと思うんですけれども、今回、その条件、どのようにクリアされてきたのかお聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。答弁させていただきます。今お話のいただいた71号の稲地区の2路線、こちらのほうがもともと私道というところでございます、こちらの同路線に関しましては当時、市指定道路や開発行為の許可を受け建設された道路であり、道路部分は共有名義とし、権利者で維持管理を行う道路として申請をされた経緯がございます。令和5年4月より共有名義内の一部権利者より、取手市道に移管できないかとの相談を受け、取手市私道寄附受入れに関する要綱に基づき各種条件をクリアしたことにより移管を受け、市道の認定として議会に上程させていただいております。ちなみに、この私道のほうの受入れに関する要綱第2条及び第3条に基づき、権利関係の整理や舗装構造など、要綱の内容に合致させる必要があります。このため、舗装の打ち替えや権利関係の整理などが整ったため、今回、受入れとすることになりました。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 権利関係、少し複雑であったということは了解しておりました。ここまでに至って本当によかったと思うんですけれども、これが最終的に終結する——移管が終わって市の市道になるというのはどんな手続で決まるのか、その辺お知らせいただきたいと思っております。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。今回、道路法第8条第4項に基づき、道路の認定については議会の議決を経なければ承諾することができないということで、議会のほうに上程させていただいております。議決後については、同じ道路法第9条、路線の認定の公示、こちらに基づきまして、この路線名の起点終点、重要な経過地、その他ほかに必要な事項を公示しなければなりません。この公示については1月中を予定しております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 公示は1月中ということで了解いたしました。またこの地域には、もう一つ排水について課題がございました。排水をどのように流していくのか、過去1回目・2回目、そして3回目と、変更をしながら現在に至っております。ここでも1つ課題になるの

は、この開発区域がほぼ開発されるというような状況になると、この排水の流量も増してくるというふうに思うわけですが、このルートの変更、あるいは今のままでこれが賄えるのかどうか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。今回、こちらの認定される道路の近くで開発行為が行われたという中で、排水の流末については何点かいろいろと権利者の関係もありまして、いろいろと協議させていただいた形でございます。その中で、既存の住宅地及び今回新しく開発される住宅地からの排水の流出量、こちらの内容から、現在のうちのほうで管理してます側溝のほうの流量の能力が上回っていたということで、今回、開発行為のほうの変更のほうを認めさせていただいたという形でございます。うちのほうとしましては、間に合うという判断でございます。以上です。

○細谷委員 終わります。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、議案第71号及び議案第72号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）について——失礼しました、もとい、失礼しました。次に、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第8号）（所管事項）についてを議題といたします。本件につきましては、11月27日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに賛成の委員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。質疑通告は、加増委員、佐藤委員の2名から通告がありました。通告順に従い質疑を行います。

最初に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは公衆トイレ管理に要する経費ということで、予算書補正にも入ってましたけれども、取手駅前公衆トイレ設置工事实施設計業務委託料、この詳細について伺いたいんですが、お願いします。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 環境対策課、木村でございます。この委託料の内訳ということでよろしいのでしょうか。——はい。総額で620万円の増ということで計上しておりますけれども、このうち、大きく分けまして現地調査を含めた設計に関する部分で約330万円です。今回の設計に当たりましての人件費として230万円、これに合計した額の消費税を含めて620万円というところでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この公衆トイレ、場所的にはギャラリーロードのところの中に造るといことなんですが、西口と東口——駅の入り口がありますけれども、ここに持ってきた経緯というのは何かあったんでしょうか。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 まず現状の西口にある公衆トイレですけれども、昭和63年に設置しまして36年が経過してございます。非常に施設の老朽化が激しいことから、ここ何年かにわたって、新しい場所に移設するというところで考えてきたわけですけれども、幾つかいろんな場所を検討してきた中で、どうしても——まず現状の西口のところ、トイレの状況を見ていただければ分かるんですけども、あそこのトイレの天井の部分がJRの、要は線路の敷地と一緒になっていて、あの部分で解体または改修というのが非常に大がかりな工事になってしまうということがございます。費用が大変かかるということでした。そのため、他の部分をとということで探した結果、今回、移設する場所に決定したということで、そこの敷地の部分はJRさんが持っているところですので、そこと協議をして、借りることが昨年度可能になったということで、今の位置に決定したということです。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 今、課長がおっしゃられたように、西口トイレについては本当に使いづらいという声はたくさん寄せられております。ましてあそこは、夜になると暗くなるということで防犯上も不安だという、そのような声も聴かれていますので、あそこを改修するというか、あそこの場所を東口のほうに持っていくという今回の内容だと思うんですが、これまで私も所管の委員会——西口特別委員会、それから東口の特別委員会の中で、駅前にトイレを造ってほしいという要望は何回もしてきたんですが、西口のトイレについては区画整理事業後考える、整備するというお話だったんですが、こうなると西口にトイレがなくなっちゃう。そういう意味ではもっと——なくすのではなく、もっといろいろな工夫が考えられたのではないかと思うんですが、西口にトイレがなくなるということで、いろいろな検討はされたんでしょうか。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 確かに委員がおっしゃるとおり、現状の位置からは東口のほうに大分移動するという状況がございまして。その中で、先ほど申し上げたように、どこか適切な場所がないかというところは検討してまいりました。また、現状の今の西口の公衆トイレとはちょっと離れますけれども、サイクルステーションのところにも——3階の部分になりますかね、あそこにもまたトイレがあって使えるという状況もあるので、そちらの——今後は新しく東口に設置した場合は、そちらの案内についても周知はしていかなければならないなというふうに考えてございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 市民の方は駅前にトイレが欲しいんですよ。高齢化され——高齢化の中でなかなかトイレが近くてという方もいらっしゃいますので、やはり東口のほうに行かなきゃならない。また、サイクルステーションのほうに行かなきゃ——行かねばならないという

ところでは、特にお店が閉まっちゃった後、朝とか夜なんですけれども、やっぱり駅前に欲しいということで、何らか今後検討する余地はなかったかということ、最後伺います。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 先ほど来申し上げていますように、現状の位置のところでの改修、またはそこに近接した場所での改修と——改修設置というものが、JRさんとの協議の中で非常に難しいということがありました。そのため、現状の位置に検討した結果、決めたというところです。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次に、ネーミングライツ料5万円の活用ということで、藤代駅の南口のトイレの便座3台購入するということなんですけれども、今後、これはネーミングライツ、向こう何年間あるんですが、修繕のために使うということ、いいんですね。これについて伺います。

○海東委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 環境対策課、村松です。今年度につきましてはネーミングライツ料5万円につきまして、温水便座器、これ3台購入のほうに充当させていただきます。翌年度以降につきましては、修繕等——トイレの修繕等、そちらのほうの活用をするような形で検討を進めております。以上になります。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 ネーミングライツ導入のときも修繕に使うということは説明されてきたんですが、そうしますとこれまでの——これまでの予算づけがありましたよね、いろんなネーミングライツを使っているところで。その予算は減らされていくのではないかという懸念も私は感じるんですが、ネーミングライツはあくまでもネーミングライツで、そのほかにこれまで取ってきた予算はそのまま要求していくというお考えなんですか。

○海東委員長 木村課長。

○木村環境対策課長 公衆トイレ——ネーミングライツ、今回南口——藤代駅南口の公衆トイレです。今申し上げたように、こちらについての修繕という形で今後も考えていきますので、予算の組み方はいろいろあるかと思いますが、そのトイレの状況を見つつ、必要な部分についてきちんと予算の要求はしてまいります。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 24ページになるかと思うんですけれども、緑地、公園、保存樹木について伺います。これまでナラ枯れということで何本も木を伐採してきましたけれども、伐採後の対応、例えば植樹などは考えていないのかということ、伺います。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 水とみどりの課の蛭原です。お答えいたします。今回はこれまで伐採した本数については限定的であることから、現在、植樹は考えておりません。仮に被害が拡大し枯れた木が多くなるようなことになれば、植樹を行っていくことも考えていきたいと思っておりますので、状況を見守ってまいりたいと考えています。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 改めて伺うんですが、これまでの伐採ってどのぐらいされてきたんでしょうか、ナラ枯れの現状で。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。令和4年度に市内で初めてナラ枯れの被害を確認しまして、令和4年度は緑地と公園、合わせまして10本を伐採、令和5年度は26本を伐採しております。今年度につきましては、10月に緑地や公園でナラ枯れの調査を行ったところ、緑地で11本、公園で9本、合計20本の被害——20本が枯れていることを確認しましたので、これらについて伐採を行い被害の拡散を防ぐものです。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これまでも随分ナラ枯れの影響は出てきたんですけれども、ガイドラインまたは環境基本条例を見ますと……

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) やっぱり緑は保存していくという考え方は、一番基本にあると思うんですけれども、いずれこの状況が進めば、それも考えるということなので、あとどのぐらい伐採したらというか、どんな状態になったらということなんですけれども、その状態は、明らかにここでこういう状態になったら植樹をするという考えは出せませんか。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。伐採後には日が当たるようになり、風通しもよくなって環境がよくなるということもございます。そのため植樹については、伐採後の環境を考慮して行う必要があると考えております。以上です。

○海東委員長 最後に、佐藤委員。

○佐藤委員 おはようございます。よろしく申し上げます。私のほうからは、路線バス継続支援補助金についてということで、3点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。まず1つ目は、令和7年度以降の補助金の方向性ということでございます。本件については、本会議の質疑において、2024年問題と関連して関東鉄道からの路線廃止の相談があったこと。また、年間4万人程度の乗降客がある一方で、この750万円の補助金を上回る赤字が続いているということで、通勤・通学手段としてコミュニティバスでの代替などの——が不可能であることから、路線継続のために支援を決定した旨のお話がありました。この路線の維持は、桜が丘地区の方々にとっては非常に重要なバス路線であり、継続されることで、早朝、夕方、夜間の藤代駅までの日常的な移動手段が確保されるのみならず、万が一、路線バスが廃止されてしまえば、地区の人口減少の加速ということや住宅の資産価値の減少など、少なからず影響が出てくると思っております。そこで補助金の今後の見通しなどについてお伺いさせていただきたいんですが、この補助金は令和7年度以降も実施する予定という理解でよろしいのか。それとも期限のようなものがあって、バス会社と協議をされているのか。まずは、その点を確認させていただきたいと思っております。

○海東委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 都市計画課の高橋です。佐藤委員の質疑にお答えします。この路線の運行を維持するためには継続的な支援が必要でございますので、令和7年度の当初

予算にも、当該補助金を計上させていただきたいと考えております。また、バス事業者と特に期限の取決めはしておりませんので、路線バスの経営状況や利用状況を鑑みて、支援の必要性を判断しながら予算措置に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。今年度のみならず、以降も検討していくと——前向きに検討していくという理解をさせていただきました。

次の質疑に移らせていただきますが、他の路線バスの状況についてでございます。私も利用者の減少や運転手不足、また燃料の高騰などで、バスの経営状況が非常に厳しいということは理解しており、何度か質疑もさせていただいていると思っております。減便や路線廃止による市内の交通利便性の低下を非常に危惧しているところでございますけれども、その中で、桜が丘の路線の支援を継続的にこれを行っていく方向性ということですが、ほかにも補助金等を出しているバス路線があると思うんですけれども、それらについて今後の考え方、その辺のところもお尋ねしたいと思います。

○海東委員長 高橋補佐。

○高橋都市計画課長補佐 お答えします。市内には、関東鉄道と大利根交通自動車の2社の路線バスが運行されていますが、いずれも人口減少、特に通勤・通学需要の低下、そしてコロナ禍の影響等により、利用者数は低迷しているものと認識しております。関東鉄道におきましては、複数の市町村を結ぶ地域間幹線バス路線として茨城県の計画に位置づけられた3路線がございまして、こちらにつきましては、国、県、沿線市による協調補助という形で維持に向けた支援が図られています。また地域間幹線バス路線に位置づけられていない路線としましては、取手駅から江戸川学園、取手駅から井野団地循環、取手駅からJAとりで総合医療センター、そして藤代駅から桜が丘の各路線がございまして、桜が丘を除く路線につきましては、いずれも日中を含めて便数が充実しておりまして利用者も多い状況でございますので、現状で路線継続のための支援の必要性はないものと認識しております。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。桜が丘のような形での補助の仕方はなく運行できるというふうな理解をしてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは最後の3つ目になりますけれども、地域公共交通計画における路線バスの位置づけということでお尋ねをしたいと思います。県の計画の位置づけがない路線の中で、桜が丘地区のこのバス路線は収益性が低いということは理解ができました。現在、地域公共交通の計画を策定している中だと思っておりますけれども、このバス路線の維持というものは大きな課題になってくるものと思っております。ある意味、今回の補助は計画策定に先駆けた動きであるという印象もありますが、路線バスの存続について、市はどのようにお考えになっていて、どんな計画に反映していくのかというところが私は気になるところでございます。何て言うんですかね……

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○佐藤委員 (続) これから計画立てるのに、今がもう前提になってなければ計画は立て

られませんし、もしそれが減少していっちゃったら、もうなくなりますとなったら、また計画そのもの自体が崩れてしまうんじゃないかと思うので、その見通しとか、あと今後の——そのために取る対策等あれば、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。委員おっしゃいますとおり、地域公共交通計画の策定におきましては、路線バスの維持・存続というのは最も重要な課題の一つであると考えておりました。そのためには、まずは今まで以上に市民の皆様に路線バスを使っていただく利用促進の取組、これがますます重要になってくるものと考えております。また、コミュニティバスと路線バスの重複によって、より運賃の安いコミュニティバスに利用が流れてしまうようなことを回避するために、路線の重複を可能な限りなくしたり、またコミュニティバスの運賃についても、路線バスと一定のバランスを取ったりということを検討する必要もあると考えております。そして今回、一般質問でも話に上がってございましたデマンド交通など新たな移動手段を検討する際にも、路線バスの経営に極力影響を与えないような制度、そういうような設計が求められてくるものと捉えております。やはり鉄道と路線バスが公共交通の骨格となり、その補完としてコミュニティバスやそのほかの交通モードがあるような形、このような形が持続可能な公共交通の形として最も望ましいものではないかと考えておりますので、その前提となる路線バスの存続に、今後も努めてまいりたいと考えております。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。都市整備部さんのほうで地域とか自治会さんといろんな連携を取って話を進めていくというのも、やっぱりその中で利用者の意向も聴いておられて利用促進につながってるんだと思うんですけども、市全体として方向性を持ってやっているといるところが、広報紙なりいろんな手段で伝わるようなことをしながら、また免許返納者も増えてくるので、利用促進に努めるようなことを引き続き……

[岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○佐藤委員 (続) 行っていただきたいと思います。以上です。

○海東委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。

これで、議案第75号、令和6年度取手市一般会計補正予算(第8号)の(所管事項)の質疑を打ち切ります。

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は染谷委員、赤羽委員、細谷委員、加増委員、佐藤委員、石井委員の6名から通告がありました。

最初に染谷委員。

○染谷委員 それではよろしくお願いたします。通告順に従いまして質疑させていただきます。取手駅北土地区画整理事業についてです。市民生活に必要な各種都市機能の集積

を図るため都市基盤整備を行う重要な事業とあるが、目標についてお伺いいたします。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。それではお答えさせていただきます。区画整理事業のまず進捗なんですが、今年7月末には新しい駅前交通広場の供用開始を行いまして、その後、A街区の造成を進め、10月より完成を迎えた画地について、順次、土地の使用収益開始を行い、11月末には全ての画地につきまして、地権者の皆様に土地をお返しすることができました。現在は、残る駅前交通広場に接続する都市計画道路の整備などを進めているところでございます。目標としましては、区画整理事業の目標——多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図り、潤いと活気に満ちた都心の形成と都市基盤の整備を目的としております。この目的を達成するために、都市計画道路の整備や各種インフラ——各種ライフラインなどの都市インフラを整備しまして、そしてさらには地権者の皆様により——よる再開発事業などの土地の高度利用を促進し、魅力ある選ばれたまちを創造することが最終目標として考えております。そして今、使用収益開始されたA街区でも、今まさに地権者の皆様による準備組合により再開発事業の検討が進められている状況でございます。引き続き区画整理課としまして、事業完了となる換地処分に向けて地権者の皆様に丁寧な説明をするとともに、残る都市計画道路の整備を進め、来年度には管理移管に向けた仕上げ工事や台帳の整備などを行い、早期の区画整理事業の完了を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは次に、A街区の再開発事業の都市計——都市計画決定までのスケジュールと事業スケジュールをお伺いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。まず、都市計画決定までのスケジュールでございます。現在、都市計画決定に向けまして、10月に住民説明会及び公聴会を実施いたしました。その後、県との事前協議という手続に現在入っている状況でございます。その後、都市計画原案の縦覧を行いまして、縦覧後に都市計画審議会に諮り、2月末の都市計画決定の告示を目指して現在進めているという状況でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 工事の着工とか、その辺の目標はどうなってるんでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 全体のスケジュールを説明させていただきます。今年度、都市計画決定を年度末——2月末頃に行わせていただいた後に、組合の設立——本組合設立を令和7年度末に行いたいというふうに考えております。その後、令和8年度末に再開発の手続の一つであります権利変換計画というものの認可を県からいただきたいということで現在進めておりまして、その後、令和9年度から工事着手、令和11年度の完成を目指して進めているという状況でございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○**染谷委員** このところ工事費の高騰等がありまして、イニシャルコストが43億から48億というふうになって以前より増えてきてるんですが、この辺の金額、今後ますます増えるというか、増加するというような予想はあるんでしょうか。

○**海東委員長** 中村課長。

○**中村中心市街地整備課長** お答えさせていただきます。48億円から——43億円から48億円といいますのは複合公共施設の整備費用ということでございます。その複合公共施設の整備費用につきましては、現在の再開発事業の事業収支案をベースに算定したものとなっております。現在の再開発事業の事業収支案は、建設工事コストの高騰を受けまして、準備組合において住宅等の階数や構造などの施設計画を見直し——見直した上で、再検討を行ったものとなっております。今後、建設工事コストが上昇し続けるのか、そうでないのかについては、資材単価や労務費などの複合的な要素に影響されますので、ここはデベロッパーやゼネコンといった、いわゆる専門家にとっても極めて予想しづらい状況ということになっております。そのため現時点におきまして、今後、複合公共施設の整備コストがこれ以上上昇しないと明言することは非常に難しいと考えております。いずれにしましても、基本構想案における複合公共施設の整備費用につきましては、現在の再開発事業の事業収支案をベースに算定しているものということで、御理解をお願いいたしたいと思っております。以上です。

○**海東委員長** 染谷委員。

○**染谷委員** そうしますと、43億円で済むかもしれないし、もっと48億円でも足りないかもしれない、幾らになるか分からないということなんですが、これが仮に50——50億円、60億円となったときでも、この事業は進めていくというような考えでよろしいでしょうか。

○**海東委員長** 浅野部長。

○**浅野都市整備部長** お答えさせていただきます。この複合公共施設の整備というものは、再開発事業の全体計画に大きく影響されるものでございまして、かねてから、これはお話も一部させていただいてると思うんですけども、やはりこの大きな収入減というものは、保留地の保留——保留床の売却価格というものがございます。ですので、例えば東京都心の一等地のように、建設工事コストが上昇したからといって無尽蔵に保留床の単価を上げて収支を合わせていくということが出来るような地区であれば、そのようなことも考えられるんですけども、取手市においてこの保留床の価格というものは、ある程度上限があるものと思っております。高い金額をつけても買っていただくことができないような値段ということでは、やっぱり収支計画破綻してしまいますので、そのような上限は——総事業費の上限というものは少なからずあるものという中で、その持てる総事業費の中で、やっぱりこのような複合公共施設の整備の内容・規模、こういうところにつきましても検討していかなければならないと思っておりますので、そういう全体のバランスを見ながら、このような整備費用については考えていきたいと思っております。

○**海東委員長** 染谷委員。

○**染谷委員** 分かりました。一つ、ちょっと細かいことなんですけども、駅前交通広場完

成しまして、白い舗装、非常にきれいでしたが、今はちょっともう白くなくなってきました。しかも白い舗装に——の上に白の横断歩道とかがあって非常に見づらかったんですけども、今後——このぐらいの期間であれだけ汚れてきたんで、今後どのようにあれを整備していくのかお伺いします。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。新しく半たわみ舗装ということで、意匠も一部考慮しながらあのような舗装構成、舗装の色ということで計画をして進めてまいりました。確かにラウンドアバウトの部分の弁柄に塗った部分でありますとか、また、一般の部分につきましても、やはり一定回数で車が周回されるというところもありまして、予想したよりも少し早く塗装の部分の経年劣化というものが早いかなという感じはしております。今後、その状況が著しく見づらいと、仕上がりの悪くなるような状況があれば、また考慮しながら、これは道路——道路とか附属物でもありますので、経年劣化の状況を見ながら適宜対応していこうと思っております。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ぜひお願いします。今年の夏でしたね、すごい暑い日だった記憶なんですけど、あれからこのぐらいであんだけになっちゃうというのは、非常に新しく感じないんですよ。よろしくお願いします。

それでは次に、A街区再開発事業についてお伺いします。エリアマネジメントを中心的に担うのは複合公共施設の指定管理者になるのかどうか、お伺いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。エリアマネジメントの中心的な役割を担っていく主体につきましては、今後検討していくことではありますが、検討した結果として、多様な主体の中で複合公共施設の指定管理者がエリアマネジメントのノウハウや熱量・実行力などを最も有しているという判断に至れば、そういった可能性もあり得ると考えております。複合公共施設には、図書館機能だけではなく、オープンテラスや多目的ラウンジといったイベント実施が可能な公共スペースも整備していく予定ですので、指定管理者がエリアマネジメントの中心的な役割を担うことになった場合には、こうした公共スペースを有効に活用して様々な主体が関わるイベントや会合などを実施していくことにより、地域全体を盛り上げ、活性化を図ることなどが期待できると考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 それじゃ、エリアマネジメントの中心的な役割を担う主体をどのように決定していくのか、お伺いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。エリアマネジメントにつきましては、具体的にどのような主体がどのような手法によって進めていくのかといった点につきましては、今後、様々な主体がお互いにアイデアを出し合い、検討を進めていくことであるというふうに認識しておりまして、これから各主体が知恵を絞っていく必要があると

考えております。ただ、エリアマネジメントのような多様な主体によって地域の活性化を図っていく手法につきましては、行政よりは民間の方々のほうがたけているものと考えており、エリアマネジメントを効果的に推進していくためには、行政主導ではなく、西口の地権者をはじめ、東口地区をも含めた既存商業事業者や商工会、地域住民などの民間の多様な主体が中心となって進めていくことが重要であると考えております。もちろん、エリアマネジメントを推進していく過程で、初期の段階におきましては、行政が各方面に声を——声かけを行ったり、きっかけづくりを行いまして、エリアマネジメントの大枠の仕組みづくりは積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 私どもも会派で周南市へ行きました。やはり指定管理者がエリアマネジメントを中心的に担って行って、非常にうまくいっているなというふうに思いますので、最初から指定管理者を選ぶときに、そういう能力にたけているかどうかというのもしっかり選んで——選ぶ条件にさせていただきたいなというふうに思っています。以上です。

次、行きます。桑原地区活力創造拠点整備推進事業について、お伺いします。国・県等の関係機関との協議など、都市計画決定（市街化区域編入等）や土地区画整理事業の事業認可に向けた状況についてお伺いいたします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 都市計画課の中村です。少し長くなってしまいうんですが、詳細に御説明させていただきたいと考えております。まず、都市計画決定に関する進捗状況ですが、桑原地区の市街化区域編入に向けた農林協議につきましては、令和5年3月から国との協議に移行しておりましたが、先般、農林水産省から、事前調整が終了した旨の通知が茨城県のほうにありました。今後も茨城県の都市計画決定手続の中で法定協議等が控えておりますが、一定の進捗があったところでございます。市街化区域編入の都市計画決定については県の決定となりますので、都市計画手続については県と一体となって進め、目標といたしましては、令和7年度中の都市計画決定、その後、速やかに組合設立の事業認可申請を行い、令和8年度以降、換地設計を経て、一部造成工事に着手する想定でございます。なお、令和6年第1回定例会の時点では、令和6年度中に都市計画決定を目標としておりましたが、農林協議に時間を要したことや規模が大きいことから、県からは関係省庁との法定協議等に一定の時間を要する見通しが示されており、当初令和6年度を想定していた都市計画決定が令和7年度となり、事業認可申請や換地設計のスケジュールに変更が生じたものでございます。とはいうものの、時間を要している状況でございますが、事業自体は前進しておりますので、今後できるだけ早く進めていけるように、県と連携をいたしまして早期事業化を目指してまいりたいと考えております。

次に、土地区画整理事業に関する進捗状況について御説明いたします。都市計画協議のほうが進捗したことから、事業認可申請や本同意に使用する事業計画案の確定に向けて、地権者の皆様にはいよいよ御判断をいただく時期を迎えているというところでございます。最終的な御判断は組合設立に向けた本同意となりますが、段階的に意向を固めていくため、現在、準備組合におきまして、地権者の判断材料となります概算事業費や平均減歩率のさ

らなる精査を行い、換地先の希望街区への申出を行っていただく土地利用意向調査を実施しているところでございます。多くの地権者がおりますので、将来の土地利用意向については様々な思いがあるかと思えます。事業協力者に貸したい方以外の意向についても伺いながら、円滑な御判断に至れるように支援を行っていきたいと考えております。12月中には、地元の理事の皆様が中心となりまして意向調査の取りまとめを行い、翌年1月に内容分析に基づいて事業計画案に反映し、その後、改めて地権者の皆様に御説明する予定となっております。以上でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 事業スケジュールなんですが、私どもが聞いているのは、令和7年度中に着工を目標にしておりますということだったんですが、それに変わりなくてよろしいんでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 先ほど答弁させていただいたとおり、農林協議のほうに少し時間を要したことと、茨城県の今後の協議の中で一定の時間が必要だということが示されておりますので、現在の考え方ですと——想定スケジュールでございますと、令和8年度以降に換地設計を経て、その後一部造成工事のほうに着工するというスケジュールに変更となっております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうすると今のお話だと、令和9年度ぐらいに着工できるかどうかということでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 令和8年度中に一部でも造成工事のほうに着手できればというふうに考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 確か予算のときに令和7年度着工と言っていて、今の時点でほぼ令和9年に近いような状況になっていくということで、かなり遅れてますけど、今後これがまた遅れていくような可能性はあるんでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 今回のスケジュールにつきましては、茨城県の県決定の都市計画決定のスケジュールに沿って行うということが、やはり大きなポイントになります。こちらについては茨城県のほうと情報共有しながら、このスケジュール、できるだけ短く、協議期間についても短縮できないかといった協議をさせてもらっておりますので、現在のスケジュールとしてはこういったものでございますが、今後もできるだけ早くスケジュールのほうを早めていけるように、県のほうとも連携していきたいというふうに考えております。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 一般質問とか委員会で聞くたびに、後ろに後ろにずれていっているような印象がありまして、これ本当に僕の元気なうちにできるのかなとかいう、ちょっと不安にな

ってるんですけども。地権者の皆さん、ここ大勢いらっしゃいますけど、皆様は恐らく急いでほしいというような意向なんだろうけども、その辺はどうなんだろう。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 もちろん地権者の皆様からも、そして多くの市民の皆様からも、早期の事業化について大きな期待が寄せられている事業であると認識しております。こちらについては、都市計画決定協議の中で農林協議のほうの事前調整が終了したといった大きな山場を超えることができましたので、この部分が事業進捗には大きな前進材料になってくるかなと思います。引き続き茨城県と連携をしながら、早期事業化に向けてスケジュールのほうを——想定スケジュールが達成できるように努めていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 ここまで来れば、地権者の皆さんからいろいろな相談があるでしょうけども、その状況はどうなってますか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 これまでも個別に地権者の皆様との御相談などを受けておりました。また令和5年度から地区別もしくは意向別の懇談会など、かなり回数を重ねてきたところでございます。地権者の皆様の事業への理解というのは深まっていると認識しております。先般、令和6年11月10日に、準備組合におきまして地権者懇談会が開催されております。同日2回の開催で参加人数は延べ100人以上でございました。これまでの集会方式の会議では最も多く参加されまして、地権者の皆様のさらなる関心が高まっているというのが感じるところ——られるところでございます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 じゃあまたあれですね、改めてスケジュール——都市計画決定までのスケジュールとか事業スケジュールを一度出していただきたいなというふうに……

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○染谷委員 (続) 思っております。ここ取手市としては、今まで4——4億ちょっとぐらいの予算をかけてるんでしたっけか、お伺いします。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 お答えいたします。令和5年度までの支出と、そして令和6年度の支出見込みを合わせますと、4億6,000万円ほどの見込みがございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今後これがどのくらい増えるかという、そういう予測は立つんでしょうか。

○海東委員長 中村室長。

○中村都市政策推進室長 あくまでまだ来年度の予算編成の前でございますので、具体的なことは、まだ詳細については申し上げることはできませんが、令和6年度中にはほとんどの協議や必要な資料の調製などは終わりますので、令和7年度以降につきましては、最終的な本同意の取りまとめ等に必要となる調査設計などについて、必要なものを計上していく予定でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。5億円以上はどう考えてもかかる事業ですので、ぜひとも早めに進めていただきたいなというふうに思っております。以上です。

○海東委員長 次に、赤羽委員。

○赤羽委員 赤羽でございます。今回、都市計画道路について質疑通告しているんですが、私一般質問で度々やってまいりました。特に藤代駅の北口について中心にやってたんですが、振り返ってみましたら、平成19年から15回、これについて一般質問をしております。それで何も——若干、蔵前までの道路が整備できましたけども、都市計画については何も動いてないと、そういう状況でございます。執行部の皆さんも、あそこがあのまま開発されると思ってないし、そのつもりもないし、ただ都市計画を変更するのは大変な手続が必要なんで、いろんな事業がかさんで忙しいんでできないというような答弁が何回かありました。駅の——取手駅の西口がめどがつきまして、そしたら今度は桑原があるから、ちょっと桑原の工事が一段落したらというような先日の長塚議員からの一般質問についても、桑原が——桑原のほうめどがついたらみたいな答弁がありました。いつまで先送りするんだか非常に心配でございます。整備率90%以上のおおむね完成路線が——の路線があるんですが、こちらのほうの完成予定をお示しいただけますでしょうか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。御質疑にお答えします。整備率が90%以上で、そのうち未完成な部分がある路線につきましては6路線になっております。そのうち4路線が市の整備する都市計画道路であって、北——取手駅北地区土地区画整理事業区域内の間もなく完成する3路線と、区域外のはなのき通り、こちらははなのき通りのほうは、土地区画整理事業終了後、連続して整備ができるようにただいま検討しているところです。残りの2つですが、県が整備する路線につきましては、都市計画道路3・4・22号中内・大塚線の起点の一部である藤代スポーツセンターの先の150メートルぐらい、それと3・4・3号上新町環状線の東三丁目から四丁目の一部であるミスターマックス周辺の環状線の一部の区間、430メートルが未完成となっておりますが、こちらの完成時期については未定となっております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 そうしますと、その辺の道路は3・4・3の環状線のほうは住宅地が非常に立て込んでるところですんで、これからも時間はかかるかと思いますが、完成のめどはほぼ立っているということでございます。そのほか、せんだっての一般質問の中で、長期未着手路線がかなりあります。これの着手できない要因、その辺はどんなものなんでしょうか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 都市計画課、石井です。赤羽委員の質疑にお答えいたします。20年以上全線にわたり着手していない路線を長期未着手路線としておりますが、5路線が対象となっております。着手に至っていない理由につきましては、社会情勢や交通環境の変化により、事業化に当たって、規模の妥当性や整備手法の再検討が必要なもののほか、関連の整備計画との連携が必要なものが多くございます。また、長期未着手路線以外にも、

地形、地物の影響や社会・経済情勢の変化により整備費用や整備効果に課題があり、長期間整備が進んでいない区間を有する路線が少なからず存在いたします。こうした路線全般につきまして、計画の再検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 再検討を進めていくということですが、いつまでとかという目標はないんですか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 ただいまの質疑にお答えします。目標につきましては、都市計画道路の見直し自体が、さきの一般質問のほうでもお答えさせていただきましたが、複数年度を要する中でただいま具体的に着手する事前の準備を進めているところです。このまま継続して、引き続きその作業に取り組んでいきたいと思っております。以上になります。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 特に長期未着手路線の中で、もうここはやっても無駄だろう——無駄と言ったらおかしいですけども、経済的効果が得られないだろう、やる必要はないだろうと思われる路線は何路線ぐらいありますか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 お答えします。現段階でどの路線が着手困難で計画変更すべきというのは、ちょっと言及できないんですが、様々な条件があるものの長期にわたり着手できないことが大きな「課題？」として捉えています。御指摘のとおり、複数の路線について計画の再検討を進めるべきと認識しているところです。そうしたところから、市全体の都市計画道路の見直しについて、まずは具体的な検証作業から速やかに着手し、手順を追って進めていきたいと考えていますので、ただいまその準備を進めているというところでございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 大変長い間準備してるみたいですけども——個別の路線についてちょっと伺いますけれども、ゆめみ野から新取手を通して県道に向かって都市計画道路が計画されてますが、今、新取手の団地の中で止まっています。あれは、中断しているというふうに考えてよろしいんですか。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 あちらの都市計画道路につきましては、当初、ゆめみ野駅の計画がないときにつくっていた、計画した路線ではあります。そうしたところで新取手の駅前の整備——継続して行うべきかというところも含めて、再検討の必要な路線というふうに考えているところです。

○赤羽委員 あの道路は進捗率何%……

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 (続) 失礼しました。あの道路は進捗率何%に入ってるんですか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 お答えいたします。新道——都市計画道路3・4・5号新道・

みずき野線になりますが、こちらの全体の進捗率は45.9%になります。

〔「新取手だよ、停車場線」と呼ぶ者あり〕

○石井都市計画課長補佐（続）すみません。失礼いたしました。——3・4・5号線については以上になります。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 都市計画課、大久保です。すみません。先ほど3・4・5号線のお話、新道・みずき野線のお話のところ、私ちょっと新取手停車場線のほうと勘違いして答弁いたしましたので、——訂正いたします。

○海東委員長 委員長はこれを認めます。

★★★上記部分は訂正というよりおわびなので、【「▲▲」を「□□」に発言訂正】と表記できないのですが——よろしく願いいたします。★★★

赤羽委員。

○赤羽委員 じゃあもう一回、改めて説明をお願いいたします。

○海東委員長 大久保課長。

○大久保都市計画課長 新道・みずき野線につきましては、新取手から先については地形が大きかったりとか、あとは建物が新道に向けてのところできく——非常に地物が多いところからなかなか困難なところがございますが、その路線についても全線整備するかどうかというのは再検討する中で、やはり必要な部分というのはあるのではないかというふうに、今の段階でも考えてるところでございます。

○海東委員長 赤羽委員。

〔笑う者あり〕

○赤羽委員 前に前市長の藤井市長も、全く——定規で真っすぐ線を引いたような道路を造っておいて、地形を考えてない都市計画道路があるなんて、その道路のことを言っていましたけども。この道路は長期未着手路線じゃなくて、あれですよ、整備中の路線という位置づけですよ。そうすると、あそこの整備状況は今何%ぐらい……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○赤羽委員（続）というふうに計算されますか。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 お答えいたします。先ほどもお答えした内容と同じになりますが、上新町環——失礼しました。新道・みずき野線の整備率は45.9%となっております。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 長い間進んでいないようですが。みずきの野のほうから来て、本当に最後は農道みたいなところを通らないと県道に出られないという不自由な通行になってますので、これはぜひとも進捗させていただきたいと思っております。今後、その都市計画道路の見直しのスケジュールはどのように考えてますでしょうか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。さきの一般質問のところでもお話をさせていただきましたけれども、今後、茨城県のこの再検討の指針というもののにのっとりな

がら、見直しの作業というものを進めていくようになります。先ほども課長のほうからもお話させていただきましたけれども、今現在、協議——この作業に着手するに当たりまして、様々に留意点、そして県との事前までも入らないんですけども、下協議というような打合せ作業を今行っているところでございます、今後速やかに一連の流れの中で検証のカルテの作成でありますとか、それを作成した後は、その一つ一つの路線につきまして、地域の皆様とのお話をしていく作業でありますとか、また県との——県道の部分との公共交通ネットワークの協議など、そういうようなものを多岐にわたって進めていきながら、複数年の予定ではございますけれども、速やかに今後この作業を進めていけるように、今、考えているところでございます。

○海東委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 かつて藤代停車場線で、あそこの都市計画の変更を県のほうに——竜ヶ崎土木事務所に、今の中村市長と一緒に県議のときにお伺いしたことがあります。そうしましたら、取手市で変更してくれるなら県のほうは認めますよと簡単に言うんですよ。ところがいざ市のほうに帰ってみてみると、県のほうとの協議がなかなか大変だという話になってくる。お互いにどっちがどうなっているんだか分からないんですが、県のほうも、最近では都市計画の見直しを進めるようにという指針になった……

[岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○赤羽委員 (続) というふうに私も感じております。ぜひとも早い時間をお願いしたいと。以上でございます。

○海東委員長 次に、細谷委員。

○細谷委員 私のほうの質疑は、ちょっとスケールは小さいんですけども、道路のことでございます。この道路を造る、そして維持するということについては、議員として私は一番やりがいのある課題だろうと思って取り組んでおります。郷土の先輩で「破壊と創造」ということを著した大先輩おりますけれども、道路こそここに当たるのではないかと思います。今回取り上げる市之台一丁目 4115……

[「井野台」と呼ぶ者あり]

○細谷委員 (続) あっ、井野台、失礼しました。井野台一丁目 4115 線について、この道路は曲がるのも見通しが悪いし、狭いし、急なこともあって「魔の坂」というように言われております。消防や救急もストレートには入れないと、で、地元を大変苦しめておりましたけれども、今年度に入って設計の予算がつかまりました。いよいよ解消の見通しが立ってきたなと思っていたところでございますけれども、いまだに執行されておられません。この予算執行できない理由は何なのか、まずお聞きいたしたいと思っております。

○海東委員長 森川次長。

○森川建設部次長 道路建設課、森川です。お答えをさせていただきます。今委員ご指摘の市道 4115 号線は、御案内ありましたとおり、井野台地域で狭隘で地形的に高低差がありまして、現在の道路形状からは非常に見通しもよくないということで、当初、平成 10 年に地域住民の方から、改良について議会に請願され採択を受けたものの、過去の記録において、地元調整がつかなかったとの理由により事業化に至らなかったという経過がござ

います。令和3年になりまして地域住民の方から、市民相談を通じまして同路線の改良について再び相談・要望がございました。路線の近隣に居住の皆さんと、現地で立会いなどをさせていただきながら道路改良の検討を進めてまいりまして、令和5年度——昨年度には現状の道路状況を把握するための測量調査を実施いたしました。本年度には、それら成果を踏まえ道路改良の設計に着手する予定でございました。しかしながら、道路沿線にお住まいの方から、「過去の国土調査の成果、境界に納得ができていない」「現在の道路境界を承服できない」とのお申出がございました。道路改良の設計は現在の道路敷地を基に設計を進めるものですが、その基礎となります道路境界に疑義を唱えられている状況では、作業に着手することができない状況となっております。市といたしましては、早期に安全な通行空間となるよう対応を図りたいと考えておりますが、沿道にお住まいの方の御意見をないがしろにし進めることは、いずれ事業の進捗に支障を来すことも懸念をされることから、現在、丁寧にお話をさせていただいているところです。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 そのところがちょっと分からないところなんです。地元では、改良してくれという要望なんです。で、今お話があった、道路境界を承服できないという申出があって止まっているということなんですけども、そういう意向があるのに、なぜこの予算化して事業を決定したのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 星加副参事。

○星加道路建設課副参事 道路建設課、星加です。ご答弁申し上げます。予算化した理由でございますが、昨年度の測量調査の実施時におきましても、国土調査の成果、境界について御意見はございました。ただ一方で、現場の安全対策、工事の早期着手につきましては強い御要望がございました。市といたしましても、現場状況からも早期に御要望に応えたいとの考えから、今年度、道路詳細設計業務委託費、並びに道路拡幅の必要性によりまして御協力をお願いする用地を確定するための用地測量業務委託費を計上させていただきました。現在も昨年度の現況測量等を踏まえ、設計方針について丁寧に御協議をさせていただいておりますが、いまだ歩み寄れる解決案となる方針の合意に至っておらず、設計の委託に着手できていない状況となっております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 要望があるのにできていないと、その課題は道路境界について承服できないということですから、この地籍調査、国土調査——国調をやった今の結果だと思うんですけども、この国調に誤りがあったということなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。今回、御指摘の箇所についてなんですが、平成20年度より平成22年度にかけて国土調査を実施しております。平成20年7月に道路境界調査、平成20年10月に一筆地調査など各種所定の手続きを行い、平成22年11月に登記が完了しております。この各種調査時に、市道の4115に隣接する地権者の立会い・同意及び署名を頂いております。このことから、国土調査の一定の手続きより誤りがなかったと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 国土調査には誤りがなかったとすれば、今問題になっているということについては、この国土調査の結果に不満があるということだと思えます。この国土調査の結果について、これを修正する、あるいは変更させるということではできるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 今井補佐。

○今井管理課長補佐 管理課、今井です。お答えさせていただきます。国土調査につきましては、地籍の明確化を図り、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的としております。前段で答弁したように、境界の紛争を解決することを目的としているものではございませんので、国土調査が完了した土地について、改めて調査を実施するようなことは予定しておりません。取手市に明確なそごがない限り、再調査のほうは行わない予定でございます。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 そういう市の態度ですから、これは幾ら丁寧にお話しをしても、これは平行線だと。つまり、この事業は実施できないというふうに思うんですけども。ただ今、最後に言われた「取手市に明確なそごがない限り」というところなんですけども、この話は今の国調の問題だけじゃなくて、さらにその前の過去の問題についても、打ったくいが正しいのかどうか、その問題があるんですけども、それについては市の答弁では「詳細は不明であります」ということになってるんです。こうなると、これは争いになるのではないかというふうに思うんですけども、非常にこの予算が執行できないという状況は大変問題だというふうに思います。道路をよくしてくれという声は、もう1,000か所以上あるわけですよ。それはもう建設部が御承知のとおりだと思うんですけども、その声の一つずつ応えていかなくちゃならない。まだまだ応え切れてないというような状況で、この建設の予算が宙に浮いてるといふところは非常に問題だということ指摘させていただいて、この早期決着に向けて丁寧な話し合いだけでは進まないと思いますので、さらに一步踏まえて、過去について、詳細については不明であるというようなことがないような対応を、まず求めて……

〔岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○細谷委員 (続) おきたいと思えます。といっても今の現状——危険なんです。この改良ができないことによって危険は今も——今、現状なんです。この対策についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。細谷委員の質疑にお答えいたします。この対策についてですけども、御指摘にあるとおり、こちらに関しましては大変、民地境界の現状は、現地の施工条件が大変厳しい箇所となっております。管理課としましても、今までの経緯を含め、引き続き地域の皆様が安心して安全に通行することを主眼に置いた対策を検討し、改善に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 この道路改良以外にも、坂の部分はセットバック、現在してもらってあります。これが、ここでも——ここだけでも改良されれば安全対策は進むと思うんですけども、このセットバックされた部分の改良についてお聞きしたいと思います。

○海東委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 お答えします。セットバックについては、現状私有地となっており、寄附については所有者の意向がありますので、仮に幅員が現況より広がった場合は、現況道路に合わせて舗装を実施していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 細谷委員。

○細谷委員 あの坂を下るときに、宅急便なんかは頑張っけて入ってきますけれども、こすったりぶつかったりしてるんですよ。かなり事故が起こってます。早急に改善しなくちゃならないと思いますんで、私は今の答弁、地元のほうにお知らせさせていただいて、1歩2歩進むようにやっていきたいと思いますが、建設部も——建設部のほうにも、より一段の御努力をお願いして終わりたいと思います。以上です。

○海東委員長 次に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、市街地再開発事業に関して10月31日に行われた公聴会について伺います。その中でも調書と録音データの扱いについて伺います。これは先日、総務文教常任委員会で請願が審議されました。その中で本田議員からも質疑がありましたが、私からも改めて伺います。まず公聴会について、どのように受け止めているのか伺います。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。公聴会についての受け止め方ということでございますけども、公聴会につきましては、都市計画決定の手続の一つでございます。都市計画法第16条第1項に基づき、住民の意見を広く伺うために行った会でございます。そういった中で意見をしっかり述べていただきまして、その意見につきましては、市のほうで概要をまとめさせていただいて、既にホームページのほうに掲載をさせていただいているという状況でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 都市計画公聴会規則があるんですが、この第14条で調書の作成がうたわれています。公述人——(5)ですが「公述人等が述べた意見の要旨」とありますが、その前提に録音テープがあると思うんですが、既に消去されたとの答弁がありました。いつ消去をしたのでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。取手市都市計画公聴会規則第14条では、公聴会の議長は調書を作成し、これに署名し、市長に提出するという旨が規定されておまして、市長は、調書を都市計画審議会に送付するということになっております。そのため、調書を作成した後に音声データを削除しております。それにつきましては11月の——14日ですね、14日に消去をしております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 取手市——私もこれ一般質問でやりましたけれども、取手市文書管理規則の

2条では録音テープも文書となって位置づけられております。なぜ消去したのか、文書であるというのに消去をしたのか、改めて伺います。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。これ、文書管理規則になりますので総務文教常任委員会の所管ではございますけども、答弁させていただきます。文書管理規則につきましては、文書の受領や文書の処理、文書の起案、文書の施行、文書の保存などの文書の取扱い方法について定めた規則であり、会議録の作成義務や録音データの取扱いなどを定めたものではございません。会議録の作成義務や録音データの取扱いの市内共通のルールにつきましては、取手市審議会等の会議の公開・会議録の作成に関するガイドラインが定められておりますので、会議録の作成や録音データの取扱いに関しましては、ガイドラインに依拠して対応しております。そのガイドラインにおきましては、録音の趣旨について、円滑に会議録を作成するために便宜上録音する「補助手段」として行う場合と、音声データそのものを保存する必要がある「保存すべき情報」として行う場合に分類しております。公聴会の録音データにつきましては、公聴会で述べられた意見の内容を文書で記録保存しておくことが目的であることから、公聴会の記録を作成する際に、円滑な作成のための補助手段として録音を行ったものでございます。そのため、録音データにつきましては、公聴会の記録を作成した後に、ガイドラインに基づいて消去しております。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この問題は繰り返されているんですが、私がここが一番大事なところかなと改めて文書記録というところを伺いたいと思うんですが、録音テープは議事録を作るための補助手段——今、課長が説明されました。そして事後に職員が見聞きできるようなもの、保存すべき情報という、そのような説明もされました。しかし、市民に情報公開するための手段であって職員の立場ではない。この情報公開のための文書管理規則であるというのを改めて受け止めていただきたいと思います。この論点は本当に大事な問題だと思いますが、ガイドラインに沿って要点筆記とかこれまで説明されてきましたけれど、第2条の公聴会の開催、これは本当に「重要な都市計画を作成しようとする場合において、その基本的な事項について広く市民の意見を反映する必要がある」、そのときに公聴会を開催するという大変重要な内容が書かれておりますが、だったら要点筆記ではなく、全文記録または音声データは消去すべきではないと私は考えております。ガイドラインは——今出されたガイドラインは情報——条例も規則にも反しているものではないかと思っておりますので、一言これは言わせていただきます。そして音声テープの消去なんですけれど、文書管理規則から見ても1年以上残すということになってるんですが、それについて……

〔「それ考えです、考え」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続)でも公聴会の話です。

〔「公聴会の話じゃないでしょ、文書管理でしょ、今言ってるの」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 公聴会の中で文書管理に関連した発言をしましたから聞いております。

〔「委員長、ちゃんと指名して」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 お願いします。

○加増委員 文書管理規則……

〔「考え」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) 1年以上残すということに反しているんじゃないですか、すぐ消去するというのはおかしいんじゃないですか、伺います。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。ガイドラインにおきましては、録音データが補助手段に該当するのか保存すべき情報に該当するかにつきましては、議会の議決を経るということになっておりますが、公聴会は市が公述人の意見を聴く場であり、審議会や委員会といった検討議論を行う会議体とは異なり、公聴会を主催する市の側で、こちらは補助手段であるというふうに位置づけをしております。確かに公聴会は都市計画法に基づいて行うものであり重要な手続であることは認識しておりますが、重要なのは、どのような意見が述べられたのかを文書で記録保存しておくことであるため、音声データ自体は残しておく必要はないという判断をしております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 公聴会の発言なんですが、これは要約ですがホームページで公表されております。総務常任委員会の中でも市街地整備課長補佐の答弁で出された意見につきましては、もっと——「もっと詳細なものの記録は文書としては作ってあります」と、そのように答弁されました。この調書としてもっと詳しい内容になっているということなんでしょうか、どういうことでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。ホームページに掲載をさせていただいておりますものは、開催結果概要というものでございます。先日、総務文教常任委員会で課長補佐から答弁いたしました公聴会の記録につきましては、その開催結果概要よりもより詳しい口述内容を記録した口述記録というものも作成をしております。またそれとはまた別に、取手市都市計画公聴会規則第14条に基づいて作成した調書も作っております。すなわち開催——ホームページに掲載しております開催結果の概要と詳細な内容を記録している公聴会記録と、公聴会規則第14条に基づいて作成している調書、この3つを作成しているということでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 今、課長が説明したように、公述記録また調書、そのほかにあるということなんですが、もっと詳しいことが文書として作ってありますというならば、調書の公開と最も詳しい文書となるものの公開を求めるものですが、これは公開できますよね、お答えください。

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。あくまでもホームページに掲載している開催結果概要につきましては、調書よりもかなり細かく公述人の意見をまとめておりまして、さらに、それに対して市の見解も付して公表させていただいているというも

のでございます。現時点でホームページにはこの開催結果概要を公開しておりますので、我々としましては、こちらの内容で十分かなというふう感じております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 最後なんです、今、説明——課長が説明されたことが開示請求されたら、公表できますか、ということなんです。

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○海東委員長 中村課長。

○中村中心市街地整備課長 お答えさせていただきます。情報開示請求がなされれば、開示することは可能であるというふうに考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 いずれこの開示請求をいたしたいと思います。以上です。

○海東委員長 次に、佐藤委員。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。1項目のみで2点ほど質疑をさせていただきます。新川地区のゲート（水門）の改修についてです。まず1つ目に、新川地区の堤橋付近のゲート（水門）の現状ということでお伺いしたいと思います。新川地区のゲートと言ったらどこのことを指し——示しているのか分からないということで、堤橋付近というところで場所は指定させていただきたいと思うんですけども、このゲートは、福岡堰土地改良区が所管する農業排水路が、茨城県の谷田川に——が管理するところの谷田川に接続がされているところでございます。出水期には谷田川の水位が上昇するために、そのゲートを閉塞して、閉じておいて、そして谷田川からの逆流を防ぐようにしており、渇水期には谷田川の水位が下がりますので、そのときに農業用のこの排水を流しているというような現状があります。そういった中でこのゲート（水門）を設置したのが50年以上も前になっており、経年による損傷——もう腐食しちゃってうまく調整ができないというふうなことから、ゲートを閉塞しても谷田川からの水が新川のこの地区内に逆流しない——しないようにということで、いろいろと工夫がされていたところなんですけれども、新川地区の方々からは、市に対してこのゲートを、腐食してもう壊れてしまったものを直してほしいというようなことで相談がされてきていると思うんですけども、そこについて、今どのような現状になっているのか、まずは1つ目、お尋ねしたいと思います。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。ただいまの佐藤委員の御質疑に対して御答弁いたします。この件につきましては、令和5年4月にゲート改修についての、新川地区住民の方から市に対して要望がありました。こちらが一番の課題としてゲートそのものの管理者が判明していないという点にあるかと思っております。現状としましては、これまで福岡堰土地改良区、さらに茨城県と協議を重ねてまいりましたが、管理者についてはいまだ判明しておらず、ゲートの改修ができていない状況となっております。しかしながら、今年度の出水期に下流の豊田堰が堰上げしたことにより谷田川の水位が上昇し、谷田川から新川地区へゲートからの漏水により逆流するおそれがあったため、茨城県の施行によって、ゲートに小型の土のうを設置しまして逆流を防いできたという状況となっております。以上

です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。令和5年の4月にその要望を受けてからいろいろと動いていただいて、今現状は小さな土のうをそのゲートのところに重ねて、水がどちらからも行かないような状況になってるという現状であるということも理解しました。そして、何より管理者が誰なのかというのが分からないというところで、福岡堰の——水路の管理は福岡堰だけでも、ゲートは違うと、分からないと。一方で、県のほうはその当時建てた頃の考え方があったのかもしれないけども、機能補償的にそこはゲートを設置したと。取手市と——旧藤代町時代には、町は農業排水路に関しては基本的にタッチはしてないというようなことで、三者誰も今は管理者が名のってくれないというか、誰だということができないことで、このような現状になっているということだと認識してます。そういった中で地域の方々は井戸水を使って、そして下水道が通ってないものですから、生活排水もここに流れているということです。水の流れは古八間のほうに流れるような仕組みにはなってますけども、実はもう長く年月がたっているために、今勾配的なものはどちらかという谷田川のほうに流れるような形になって、そこで今、土のうで止めている関係で…

[岩井議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○佐藤委員 (続) この時期も水が残ってしまっているというような現状になっているということなんですけれども、やはりこれは市のほうに相談してこられてる地域の皆さんもあることだと思いますし、市のほうでも1年半も動いてくださってるというのはよく理解はしてるんですけれども、引き続き福岡堰の改良区さんと、また県とも協議を進めていただいて、また地域の声もよく加味していただきながら、最終的なこの解決策を取っていただきたいと思うんですよ。今、小さな土のうで何とか止めてますけど、これをずっとそのままでもいいというわけではないと私は思うんですね。これからこういうゲートの問題というのは、どこかほかのところでもやっぱり老朽化していく中で、管理者がはっきりしてるものなら分かるんですけれど、土地改良区——福岡堰土地改良区さんも管理外のところの……

[岩井議会事務局主事ベルを2回鳴らす]

○佐藤委員 (続) 水路に水を出すゲートはないというようなお話は、私は電話でも確認したんですけども。これは何とか引き続き市民の皆さんに寄り添って造っていただきたいと思います。お願いします。

○海東委員長 最後に石井委員。

○石井委員 最後に北浦川緑地のスケートボードパークについて質疑していきます。東京五輪やパリ五輪では、日本人選手が大きな活躍を見せたスケートボード種目ですが、今回は北浦川緑地公園のスケートボードパークについて確認をしてまいります。全国的にもおおよそ100万人の愛好者がいると言われていて、4年前、2021年にもスケートボードパークの整備の要望書の提出、一般質問を行ってききましたが、現状について伺います。

○海東委員長 蛸原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 水とみどりの課の蛭原です。お答えいたします。北浦川緑地のスケートボード場につきましては、平成16年4月、茨城県が約560平方メートルのエリアにバンクなどを3基設置したのが始まりで、現在ではバンクやボックス等の遊具、セクションが6基ある状況となっております。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** このスケートボードパークができた目的はどん——目的はどのような目的でできたのでしょうか。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。スケートボード場の設置に至りましては、まず当時、スケートボードで遊んでいた方が多く見られたということで、県のほうと協議しまして設置していただいた状況となっております。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** 設置したというのは見て分かるんですけども、どのぐらいの予算をかけて造ったのか、分かれば教えてください。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。設置につきましては茨城県のほうで設置していただいたもので、金額については市のほうで把握してない状況です。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** 議案外でも提出、質疑してますので、その辺しっかり調べておいていただきたかったなというところで——質疑続けますが、今の利用者数、利用団体、利用率などを伺います。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。こちらのスケートボード場につきましては、無料で自由使用となっておりますので、利用者数につきましては把握しておりません。団体につきましては、平成4年9月より里親として登録いただいております、月1回清掃を実施していただいております状況となっております。以上です。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** すみません。北浦川緑地公園の利用者数や利用団体のほうも、分かれば教えてください。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** 北浦川緑地は有料施設と無料施設に分かれておりまして、無料施設のほうは数字のほうは把握しておりません。すみません。そして有料施設については、今数字持ち合わせてない状況でございます。

○**海東委員長** 石井委員。

○**石井委員** これって取手市が管理されているのでしょうか。

○**海東委員長** 蛭原課長。

○**蛭原水とみどりの課長** お答えいたします。県が設置した公園で、市は指定管理者また管理許可を受けて管理している状況となっております。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 取手市が管理をしていても利用者数とか利用団体は分からない、というところで理解してよろしいのでしょうか。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 こちらの公園はサッカー場は有料となっております。また多目的広場は独占的に使用される場合は有料となりますが、それ以外は無料の施設がほとんどでございますので、そちらについては把握してない状況です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。県の施設ではあっても管理は取手市です。しっかり——週末でもかなりの数の子どもたちがサッカーとか野球——サッカーとかバーベキューとかスケートボードパークを利用してる方が多いので、その辺はやっぱり現状維持——現状を知らないで運営としてどうなのかなと思ってちょっと質疑させていただいております。

また 2021 年に、スケートボードパークの里親になっていいよということで若者たちが団体として登録されておりますが、これまでどのような連携を図ってきたのか伺います。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 お答えいたします。里親になってる方を含めまして、令和 4 年に拡張や舗装の修繕等の要望書が出されております。要望内容につきましては茨城県にも情報を共有しておりまして、継続して整備を要望している状況にあります。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 これまで県にも、一般質問のときに要望を上げていきますということで答弁いただいておりますが、その後の対応について伺います。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 大規模な修繕、または遊具の更新とかになりますと県のほうになりますので、そちらは引き続き県のほうにお願いしている状況となっております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 お願いしているということで理解いたしました。茨城県つくば市にある県営都市公園洞峰公園は、2024 年 2 月 1 日からつくば市に無償譲渡をいたしました。今後、取手市の県の管理施設でもある北浦川緑地公園も、県から移管する計画や予定があれば伺います。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 北浦川緑地の移管につきましては、県のほうと準備に向けて協議のほうを進めているところでございます。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 いつ頃から県と協議して進めているのでしょうか。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 平成 29 年に協議の準備を始めたと記憶しております。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。次の整備についてということで、歳月がたつにつれて、北浦川緑地パークの環境があまりよくないということで以前にも声を上げております。特に路面の状況です。路面の凹凸が多くひび割れも多い状態で、転倒すると大きな事故に、けがにつながるという可能性があるということで、使用されている方からも声をいただいております。子どもたちも危険な環境の中で日々練習をしている現状です。施設整備に取り組んでほしいと利用者の方々から要望を受けて、担当課にも要望しておりますが、今後、ひび割れとか、そういった部分について少し手を加えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 舗装につきましても、令和4年頂いた要望書の中に要望として入っております、そちらのほうは県のほうに伝えた——伝えさせていただいているところ。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 分かりました。今後、県から取手市に移管をするとなった場合に、やはりしっかり県のほうで整備をしてから取手市に移管をしていただきたいということで、取手市も財政厳しいので、県に整備をしていただいてから譲渡していただきたいということで要望して——要望をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 今回のスケートボード場を含めまして、園内全て整った状態で移管されるよう、県のほうと協議のほうを進めてまいりたいと思っております。以上です。

○海東委員長 石井委員。

○石井委員 最後に、その移管の話が進むにつれて、どのぐらいの目標設定をして話を進めているのでしょうか。

○海東委員長 蛭原課長。

○蛭原水とみどりの課長 目標としてになりますが、今、第2期工事としまして北側の部分、工事進捗のほうを進めている状況ですので、そちらの完成を——の進み具合によってになると思います。以上です。

○海東委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 討論なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第 68 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 68 号は可決しました。

議案第 71 号、市道路線の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 71 号は可決しました。

議案第 72 号、市道路線の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 72 号は可決しました。

議案第 75 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 8 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 75 号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

ここで野口まちづくり振興部長から発言を求められていますので、これを許します。

野口まちづくり振興部長。

○野口まちづくり振興部長 まちづくり振興部の野口です。私のほうから、常総環境センターの資源化施設において、12 月 9 日月曜日 13 時 20 分頃に発生しました火災について御報告させていただきます。常総環境センター資源化施設の破砕物搬送コンベヤー付近において不燃ごみを処理作業中、13 時 22 分に火災報知器が発報したため作業員が確認したところ、破砕物から出火しているのを発見し、消防に通報しました。翌 12 月 10 日火曜日の 2 時 33 分に火災が鎮圧し、同日の 10 時 11 分に火災鎮火となりました。なお、この火災により作業員 1 名が煙を吸い込み病院に搬送されましたが、診察の結果、異常はありませんでした。出火原因・被災状況については、現在、調査検証中です。

今後の常総環境センターへのごみの受入れについては、10 日火曜日より 13 日金曜日までの今週中は通常どおり、家庭ごみ・自己搬入ごみの受入れを行います。しかし火災の影響によりごみ処理能力が落ちているため、なるべく個人での搬入ごみは控えていただき、市民の皆様にはごみの搬出の減量に御協力をお願いいたします。また、常総環境センターへのごみの受入れ等の変更がございましたら、環境センターのホームページ及び市ホームページ、メルマガ等で随時、変更情報を発信させていただきます。御不便と御迷惑をおかけしておりますが、よろしく願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○海東委員長 それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。

委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午前 11 時 45 分休憩

午前 11 時 58 分開議

○海東委員長 それでは再開します。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。

以上で、当委員会の全ての日程が終了しました。

これで、建設経済常任委員会を閉会します。

午前 11 時 58 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長
